

移転価格税制の最新裁判例～日本圧着端子事件

大阪地方裁判所は、平成20年7月11日、日本圧着端子製造株式会社(以下「原告」といいます。)が争ってきた移転価格税制に関する訴訟において、納税者敗訴の判決を下しました(大阪地判平成20年7月11日判タ1289号155頁)。

1. 事案の概要と争点

(1) 事案の概要

原告は、電気、電子接続部品の製造、販売及び輸出入等を目的とする株式会社で、本件は、法人税にかかる更正処分の一部取消を求め争ってきたものです。問題となった国外関連取引は、原告とシンガポール所在の原告の100パーセント子会社及び、香港所在の原告の100パーセント子会社との間での圧着端子類及びコネクタ類を販売する取引(以下「本件国外関連取引」といいます。)を含むものでした。

独立企業間価格を算定するために原処分庁によって用いられた比較対象取引は、台湾に所在する非関連者各社(以下「台湾法人グループ」と総称します。)に対して、圧着端子類及びコネクタ類を販売する取引が含まれている(以下「本件比較対象取引」といいます。)とされ、原処分庁が用いた独立企業間価格算定方法は原価基準法でした。

(2) 争点

本件における争点は多岐にわたりますが、以下ではそのうち特に実務上注目と思われるものを紹介いたします。

2. 争点に対する裁判所の判断

(1) 原告と台湾法人グループとの取引を本件比較対象取

本ニュースレターの執筆者



宮塚 久
パートナー
弁護士



手塚 崇史
アソシエイト
弁護士

引としたことの適法性についての争点

原告は、本件国外関連取引と本件比較対象取引との間には(ア)売り手の負担するリスク、(イ)市場の状況の差異、(ウ)売り手の果たす機能について定性的な差異があり、定量的にその差異を示すことができないから比較対象たり得ない、と主張しました。

これに対して、裁判所は、措置法通達、1995年7月にOECD理事会で承認され公表された新移転価格ガイドライン、移転価格事務運営要領の別冊である「移転価格税制の適用に当たっての参考事例集」(以下「参考事例集」といいます。)等の定めを検討して、通常の利益率に重大な影響を与えるような差異が存在し、かつ、その差異による具体的影響額を算定することができない場合かどうかを、原告が主張した上記3点について検討を行い、結論的に、基本的に通常の利益率に重大な影響は及ばないとして、原告の主張を排斥しています。

なお、この点に関して、被告である国は、原価基準法の適用において、国外関連取引と比較対象取引の間になんらかの要素について差異が存在し、その差異が価格や利益に与える影響を十分正確に確認することができない場合には、その調整は不要である旨主張したようです。これに対して裁判所は、被告の当該主張は採用し得ないとして、同時に、「もっとも、通常の利益率になんらかの影響を与え得る差異が存在することは、それが取引態様等から客観的に明らかなものでない限り、通常これを裏付けるに足りる証拠を容易に提出し得る地位にある原告において具体的に立証すべきであり、原告がこの点についてなんら説得的な立証を行わない場合には、そのこと自体から、そのような差異が存在しないことを推認し得るものというべきである」との判示をしています。

この判示については、東京高判平成20年10月20日

本ニュースレターは法的助言を目的するものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、弁護士・税理士の助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所又は当事務所のクライアントの見解ではありません。本ニュースレターの発送中止のご希望、ご住所、ご連絡先の変更のお届け、又は本ニュースレターに関する一般的なお問合せは、下記までご連絡ください。

西村あさひ法律事務所 広報室
(電話:03-5562-8352 E-mail:info@jurists.co.jp)

[公刊物未登載](いわゆる「アドビ事件東京高裁判決」)における、国において、課税庁が合理的な調査を尽くしたにもかかわらず、基本 3 法と同等の方法を用いることができないことについて主張立証をした場合には、基本 3 法と同等の方法を用いることができないことが事実上推定され、納税者側において、基本 3 法と同等の方法を用いることができることについて、具体的に主張立証する必要があるものと解するのが相当である旨の判示との関係をどのように考えるのか、という点が問題となり得ます。アドビ事件東京高裁判決におけるこの判示からは、比較対象取引の存在を前提とする基本 3 法と同等の方法を用いることができないことを国において立証しなければならない、すなわち、比較対象取引が存在しないことを国において立証しなければならない、ということになるものと思われます。そして、比較対象取引が存在しないことは、状況によっては、ある取引について差異調整が困難ないし不可能であるとして比較対象取引たり得ないということも含まれ、このような事情についても国において立証しなければならないということになるのではないかとと思われるからです。

そうすると、差異の存在は原告において具体的に立証すべきとする上記の判示は、上記のアドビ事件東京高裁判決における判示と矛盾するのではないかと考えられます。

また、上記の判示は「通常の利益率になんらかの影響を与え得る差異が存在すること」について「通常これを裏付けるに足る証拠を容易に提出し得る地位にある原告において具体的に立証すべき」としていますが、比較対象取引が本件におけるように、いわゆる内部コンパラブル(会社自身が比較可能な取引について独立第三者に要求する価格が、比較対象となる価格として用いられること)の場合には、「通常これを裏付けるに足る証拠を容易に提出し得る地位にある」といえる場合もあるかもしれませんが、外部コンパラブル(非関連の独立企業間において比較可能な状況において合意された価格が、比較対象となる価格として用いられること)の場合には必ずしも妥当しないのではないのでしょうか。

(2) 独立企業間価格算定の差異の調整の合理性についての争点

原告は、取引段階、売手の果たす機能、取引数量について調整すべきところ、被告は調整を不十分に行ったに過ぎない旨主張しました。(1)が比較対象取引が比較対象として適切かという観点からの問題であるのに対して、ここでは比較対象となることを前提に差異調整が適切になされているかという問題点です。

この点に関して裁判所は、「国外関連取引と比較対象取引との間に差異があるとしても、それが通常の利益率の算定に重大な影響を与えるようなものでない場合には、その調整を行う必要がない反面、このような差異が存在するのであれば、当該差異は相当程度正確に調整することを要し、それができないのであれば、当該比較対象取引に基づく独立企業間価格を算定することは許されないものと解される」旨判示し、原処分庁の差異調整には不合理な点は認められずとし、原告の主張を基本的に全て排斥しています。なお、取引数量に関する差異調整については、原告の予備的主張であった国税不服審判所の裁決で用いられた手法による差異調整が妥当なものと認定されて裁判所によって受け入れられています。

上記判示の中で、「通常は、取引規模の差異が 10 倍以内である場合には、その調整は不要と解されていることが認められる」と裁判所は判示していますが、OECD 新ガイドラインは、取引数量が 2 倍である場合にも差異調整が必要となりうる場合があると記載しており、本判決の多くの部分において OECD 新ガイドラインが参照される一方で、この部分については必ずしも OECD 新ガイドラインに沿った判示とはなっていない点は、疑問が残るように思われます。

3. おわりに

本件は現在、大阪高裁に係属中であるとのこと。本判決後、東京高裁ではアドビ事件において納税者の勝訴判決が確定しており、控訴審での判断が注目されます。

以上

当事務所は、旧興銀税務訴訟、東京都外形標準課税訴訟をはじめ、税務争訟・訴訟において多数の実績を上げ、現在も複数の移転価格案件、国際金融取引に関する大型税務訴訟等において、クライアントに助言しています。本ニューズレターは、当事務所に所属し、国内・国際取引に関わる税務訴訟・争訟・税務アドバイスに携わる弁護士・税理士から構成されるビジネス・タックス・ロー研究会により定期的に発行される予定です。当事務所のビジネス・タックス・ロー研究会は、当事務所の弁護士・税理士が、クライアントに対しより一層的確かなサービスを提供できるよう、税務に関する最新の情報・ノウハウを共有・蓄積するとともに、ビジネス・ローに関する最新の情報を発信することを目的として活動しています。

(当事務所の連絡先) 〒107-6029 東京都港区赤坂 1-12-32 アーク森ビル(総合受付 28 階)

電話 : 03-5562-8500(代) FAX : 03-5561-9711~9714

E-mail : info@jurists.co.jp URL : http://www.jurists.co.jp/ja/

© Nishimura & Asahi 2009